

第28回 京都府福祉人材育成認証事業推進会議 開催概要

■開催日：令和4年2月16日（水）14：00～16：00

■会場：ホテルルビノ京都堀川「平安の間」

■欠席委員：石垣委員

■事務局：健康福祉部 柴田副部長

地域福祉推進課 神田課長、一色参事、井谷課長補佐、
西村副主査、伊勢田主任、赤澤主事

■オブザーバー：小林氏（株式会社エイデル研究所）

北山氏、福岡氏（株式会社パソナ）

■内容

1 開会

定刻により、事務局が開会とともに、欠席委員等を報告

2 報告事項

（1）きょうと福祉人材育成認証制度の状況について

（2）虐待事案の取扱いについて

3 検討事項

（1）新規認証審査について

（2）認証更新審査について

（3）上位認証審査の方法について

（4）認証基準について

・ハラスメントについて

4 閉会

■議事録

2 報告事項

（1）きょうと福祉人材育成認証制度の状況について

○事務局

- ・宣言更新時の「状況確認・取組予定表」（認証基準未達項目）について説明
- ・令和2年度福祉職場インターンシップ受入れ法人アンケートについて説明

○委員

京都府が中心となり、委託業者とともに各事業に取り組んでいるが、少しマンネリ化しているように思う。

資料中「宣言更新時の「現状確認・取組み予定表」について」の認証基準未達項目はどのように集計したものか。

○事務局

宣言更新時に認証基準の達成状況についてセルフチェックを依頼しており、認証基準未達項目は当該セルフチェックで未達が多い項目を挙げたものである。

○委員

第三者評価の受診及び人材育成計画の策定等に未達が多く、京都府においてその部分に支援策を設けているが、未達の背景や動機も併せて検討いただき、支援策の周知をお願いしたい。

インターンシップ後のアンケートでは、インターンシップを受入れるだけでは人材確保に繋がりにくく、事後の関わりが重要であることが明らかになった。この事実を法人にフィードバックするだけでなく、事後の対応までインターンシップの一連のメニューとして構造化してはどうか。また、インターンシップのオンライン化については、府北部で受入れが進んだ一方で学生がじっくりと体験できなかったという意見が出ている。インターンシップのメニューを動画の視聴や施設とのメールのやり取り、次に施設職員と話す場の提供、そして体験といった構造化に取り組んではどうか。メニューに段階を設けることで学生が参加しやすくなり、法人にとってもメニューの理解が進むのではないかと。

○委員

福祉現場の職員は研修に参加したくてもシフトの調整が難しい場合がある。全国規模の研修等ではオンデマンドの活用により、参加者数の増加に繋がっているため、インターンシップ事業等でも取り入れていただきたい。

(2) 虐待事案の取扱いについて

○事務局

- ・令和3年8月6日付け通知について、令和3年10月1日以降虐待認定のあった事案であっても通知日以前に発生した事案については本通知を適用しないこととした旨を報告

○委員

趣旨は了解したが、通知文と運用に不整合が起こっていると思われる。今後の教訓として、本来どのように記載すべきだったのか。

○事務局

本来通知文に「通知日以前に発生した事案については除く」などの記載を加えるべきであった。

○委員

背景として、虐待認定に時間がかかっているということがある。1年以上かかるケースもあり現場の負担にもなっているため改善してほしい。

3 検討事項

(1) 新規認証審査について

○事務局

- ・新規認証申請法人（5法人）・事業所（1事業所）の概要を説明
- ・審査内容の説明（基準の達成状況、特徴）
- ・5法人・事業所の認証及び1法人の認証保留を提案

○委員

新規認証申請法人・事業所の良かった点及び改善点について、審査後にそれぞれの法人・事業所にフィードバックしているとのことだが、京都府のホームページ等で公表しているか。

○事務局

ホームページ等では公表していない。

○委員

審査における評価を公開することで、今後認証取得を目指す法人が参考にできるのではないかと考える。また、傾向を蓄積していくことも重要であるとする。

なお、改善点について、意見に留まるのか、それとも認証更新時までに改善を求めるのかを評価者で意識的に分類し、必要に応じて認証更新時に確認する仕組みを検討してはどうか。

○事務局

A法人について、保育所での利用児童に対するわいせつ案件が確認されているが、現段階で所管市町村から虐待があったとは認められていないため、認証保留を提案している。

○委員

認証を保留し、所管市町村の確認をもって自動的に認証するのではなく、次回の推進会議で再度審査することについて賛成する。

○委員

認証に当たっては、再発防止に係る取り組みがしっかりと行われていることを確認しなければならないと考える。

○委員

保育分野においては、保育分野には虐待防止法上の施設従事者虐待の定義がないため、施設指導の範疇で虐待行為の有無を判断することとされているなかで、現段階で虐待有りだと判断されていないと事務局から報告があったとおりである。認証制度におけるコンプライアンス違反及び従事者による虐待認定事案の取扱いは、これまでも本会議で議論を重ねているが、本事案に当てはめると認証制度からの取り消しや認証しないという判断になりにくい。A法人に対する認証の可否を保留したいとのことである

が、その間に当該市町村への再確認も行ってはどうか。また、こうした案件への対応について、現行の取扱い基準に脚注等で補足するなど事務局で整理されたい。

○委員

事務局には、当該市の判断を基準としながらも、必要に応じて関係者から聞き合わせを行うなどして事実の確認をお願いしたい。

○委員

個人が起こした事案と組織のトラブルは違うと考える。法人においては個人が起こした事案に対して検証を行い、再発防止策を講じるべきであるが、今後の本会議での検討として、法人が理不尽さを感じない配慮も制度に盛り込んではどうか。一方で市町村の指摘や虐待認定の有無だけで判断するのではなく、府民や学生、福祉サービス利用者の家族が納得できる仕組みづくりも検討してはどうか。

○委員

法人は、職員が問題を起こした場合、責任を取らなければならない。雇用側の責任をどのように果たすのかを明確にする必要がある。

(2) 認証更新審査について

○事務局

- ・ 審査内容を説明（基準の達成状況、特徴）
- ・ 認証更新申請のあった34法人の認証更新を提案

○委員

認証更新審査を辞退した3法人の理由はどうか。

○事務局

B法人は虐待事案の発生、C法人・D法人は認証基準に係る事務負担に対応できないことを理由に認証更新を辞退した。

(3) 上位認証審査の方法について

○事務局

- ・ 部会における審査の目的を説明
- ・ 令和4年度の上位認証審査の方法を提案

○委員

これまでの部会では委員による審査の時間が短く、質疑の時間が限られていた。また、委員に法人のデータが与えられておらず、質問をしようにもできない状況であった。

今回の事務局案では、上位認証の審査において事務局の採点案がそのまま点数となるのではなく、部会で委員が法人から話を聞いて評価し、その評価を推進会議で議論し

ていく仕組みとなっているため、問題点が改善されていると考える。

なお、部会における各法人の審査状況に係る事務局説明の所要時間は、新規上位認証審査が10分間、上位認証更新審査が5分間か。

○事務局

審査に係る事務局からの説明時間は、お見込みのとおり。具体的には、法人がプレゼンテーションで入室する前に点数表を配付し、事務局が採点した観点を説明する予定。新規上位認証審査では、現地審査の結果や法人の特徴的な取組、認証更新審査では3年間の取組の中で改善された内容を中心に説明する。

○委員

資料5中「事務局の審査又は確認及び部会での審査は、推進会議で審査を行うための一連の手続きとして実施」とあるが、「事務局の審査又は確認」とは何か。

○事務局

新規上位認証申請については新たに上位認証とするかどうかを判断するため「審査」、上位認証更新については審査を経て上位認証を取得し、その後の3年間の取組みを判断するため「確認」としているところ。

○委員

審査において委員から定性的な基準の意見聴取だけでなく、事務局の採点を検証することが盛り込まれている。提案の理屈はわかるが、離職率等の定量的な基準の判断は時間の都合もあるため事務局に任せたい。一方で定性的な取組みについては、行政だけでは判断が難しいこともあるため、委員がそれぞれの視点で意見を述べるのが有効ではないか。

○事務局

現地審査では108項目を審査しているが、これを大きく13の評価項目に分け、AからCまでの評価を行っているところ。部会で確認いただく際には、上位認証基準5分野の13の評価項目ごとに、特に高い評価・低い評価となった部分を事務局から説明する予定である。

また、定量的指標による評価項目については、実績値から点数が決まるものであるため、事実を確認する資料として参考配付することとしたい。

○委員

部会は、委員が有給休暇取得率や離職率等の実績値データや上位認証基準の各項目を一つひとつ確認するのではなく、例えば低い数値があれば理由を聞き、評価するという場であると考えている。

○委員

人材育成や離率等が審査基準となっているが、そもそも給与や経営方針、財務状況といった法人の根本的な部分が把握できていない。先般、他県ではあるが社会福祉法人でも横領事件が発生している。上位認証審査においてはガバナンスが図れているか等の事前調査が必要ではないか。

また、何人かの委員が集まり200点中10点分のプレゼンテーションを審査することが妥当かどうか。

○事務局

コンプライアンスについては、認証基準及び上位認証基準にそれぞれ基準を設け、確認することとなっている。

また、財務状況の確認は、上位認証に限っているが、財務諸表が公表されていることが申請の条件となっている。

なお、「プレゼンテーション」では、新規上位認証審査では独自の取組みの10点分、上位認証更新審査では基準5分野及び独自の取組みを確認いただくこととなるが、今回の事務局案で「委員と意見交換していただく内容」は認証基準に基づくすべての項目と整理したところ。

○委員

根本的な経営計画、経営方針及びガバナンス等の確認が必要だと考える。財務状況が悪い法人に学生等の求職者を安心して任せられるかどうか。法人の根本的な情報は事前に示していただきたい。

○事務局

認証制度は福祉人材の育成に主眼を置いて基準を定めているところであるが、委員の意見も参考にさせていただき制度運営していきたい。

○委員

本検討課題については、概ね事務局案に了解することで意見が一致した。審査対象となる法人の情報をどこまで求めるかについては、今後の検討課題とする。

(4) 認証基準について (ハラスメントについて)

○事務局

- ・ハラスメントにかかる認証・上位認証基準案の提案

○委員

総論は賛成であるが、「職場でのハラスメント防止に関する取組が機能している」ことをどのように確認するのか。研修やマニュアルの整備等外形的なところを確認することで取組が機能しているのかわからないのではないかと。職員インタビュー等が必要ではないか。

パワハラ、セクハラ、マタハラとカスハラの違いは認識すべき。認知症や行動障害のあ

る利用者が、特性により職員をたたいてしまうということと一般的なカスハラとは本質的に違う。ワーカーを守るという視点も必要であるが、例えば、取組の実施例にあげられている「虐待防止のチェックリストの項目に、利用者からの暴言・暴力の項目を追加」などは本来の趣旨と違うのではないか。まだカスハラについて共通の認識がない中で、基準に取り上げるのは時期尚早ではないか。

○委員

暴力は許されないが、現場では職員が反射的に身を守らなければならない状況が常にある。支援が未熟な職員も現実にはいるので非常に難しい問題である。一方で、令和4年度から身体拘束が禁止され、リスクマネジメントを行うマネージャーが必置となる。

また、衛生委員会が50名以上の事業所で必置となっているが、今後より衛生委員会の活動がより重要になるのではないか。

○委員

衛生委員会は、労働安全衛生法で50名以上の事業所で設置することとなり月1回以上の開催が求められている。労働者の意見をとりいれながら進めるという意味では大切な取組である。小規模な事業所の場合も衛生推進者を選任することになっており、現在の基準でも入っていると理解している。

カスタマーハラスメントについては、近々厚労省でマニュアルが出されると聞いている。

○委員

今の学生は、給与と同じくらいハラスメントへの対応について関心を持っている。

特に、職場のなかで自分が困ったときに守ってくれる制度があるか、その制度がどう位置づけられどう機能しているかまで学生は調べようとするため、上位認証では、実際にどういった対応が取られているか具体的にわかるようになればよいのではないか。

20代の若者がみるということを前提に、もう少しわかりやすい言葉で具体的に示していただけるとありがたい。

○委員

カスハラについては、職員のスキルの問題もあるがそれも含めて取り組む必要がある。職員が未熟だからという対応ではなく、だからこそスキルアップのための方策をとっていく必要があるのではないか。

○委員

福祉現場に限らないが、ハラスメントが原因で職場が崩壊することもある。提案であるが、現行基準は4分野17項目であり、健康管理の基準の中にいれることを提案されているが、健康管理と衛生管理は違う側面もある。重要な取組でもあるので独立した基準とすることも検討してはどうか。

○委員

いただいたご意見をどのように反映するか事務局で検討いただきたい。

以上。